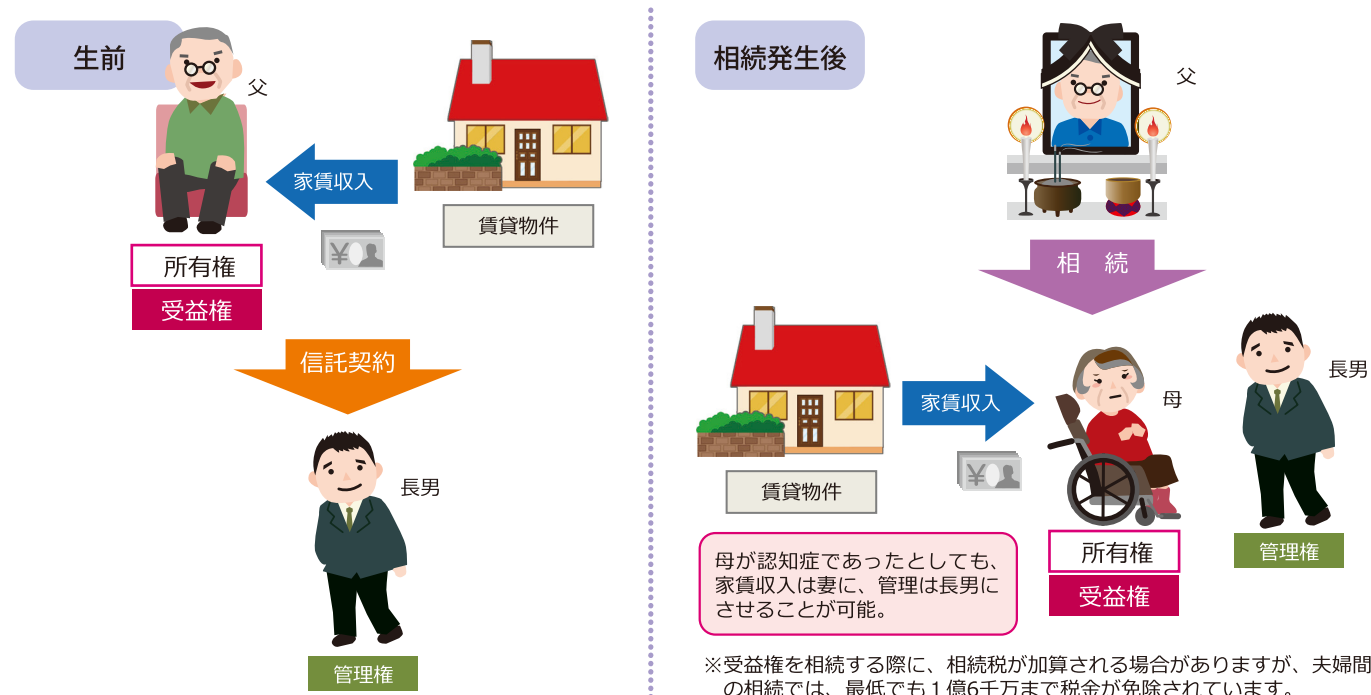


## 家族信託は、遺言書の代わりにもなります

例えば、所有者である父から長男へ、不動産を管理する権利を家族信託によって移しておきます。その後、父が亡くなった時に、受益権（お金をもらう権利）は母に相続させることを予め決めておくことができるのです。

受益権（家賃を受け取る権利）を誰に相続させるかは、所有者が決める事ができます。



相続のことなら、竹村税理士事務所へご相談ください。

### 竹村税理士事務所・相続あんしん相談センター“夢”

家族信託普及協会 会員・相続税務支援協会 会員  
所長 税理士・行政書士・家族信託専門士 竹村 丙喜

〒721-0958  
広島県福山市西新涯町2丁目21番41号  
TEL. 084-957-5119  
E-mail: takezei@nifty.com

来い いい幸せ  
0120-51-1148

竹村税理士事務所

検索



あなたの財産を守り  
事業を育てます。

### 竹村税理士事務所・相続あんしん相談センター“夢”

家族信託普及協会 会員・相続税務支援協会 会員  
所長 税理士・行政書士・家族信託専門士 竹村 丙喜 (たけむら へいき)





認知症対策に最適な

# 「家族信託」コンサルティングサービス

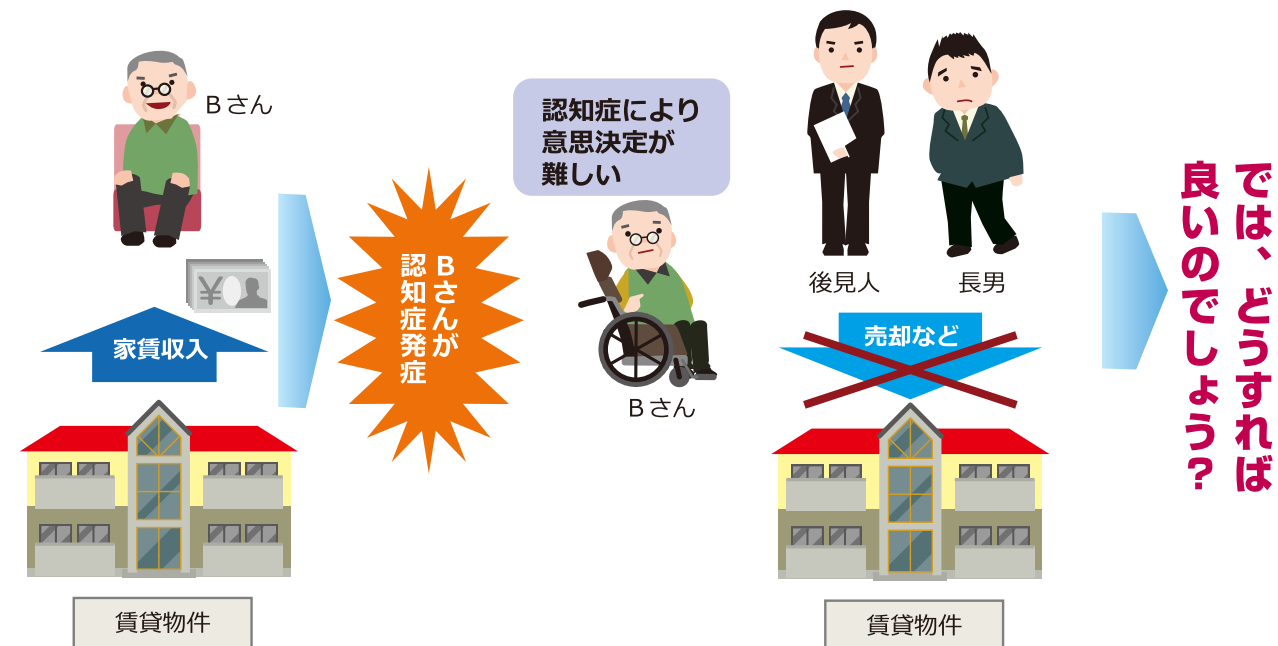
## 認知症になったら相続対策はできなくなります

65 歳以上の約 3 割近くが認知症か、その疑いがあると言われています。元気なうちは自分の意志で相続対策できますが、認知症になってしまうと難しく意思決定が難しくなります。



## 原則、家族や後見人でも勝手に財産を処分できません！

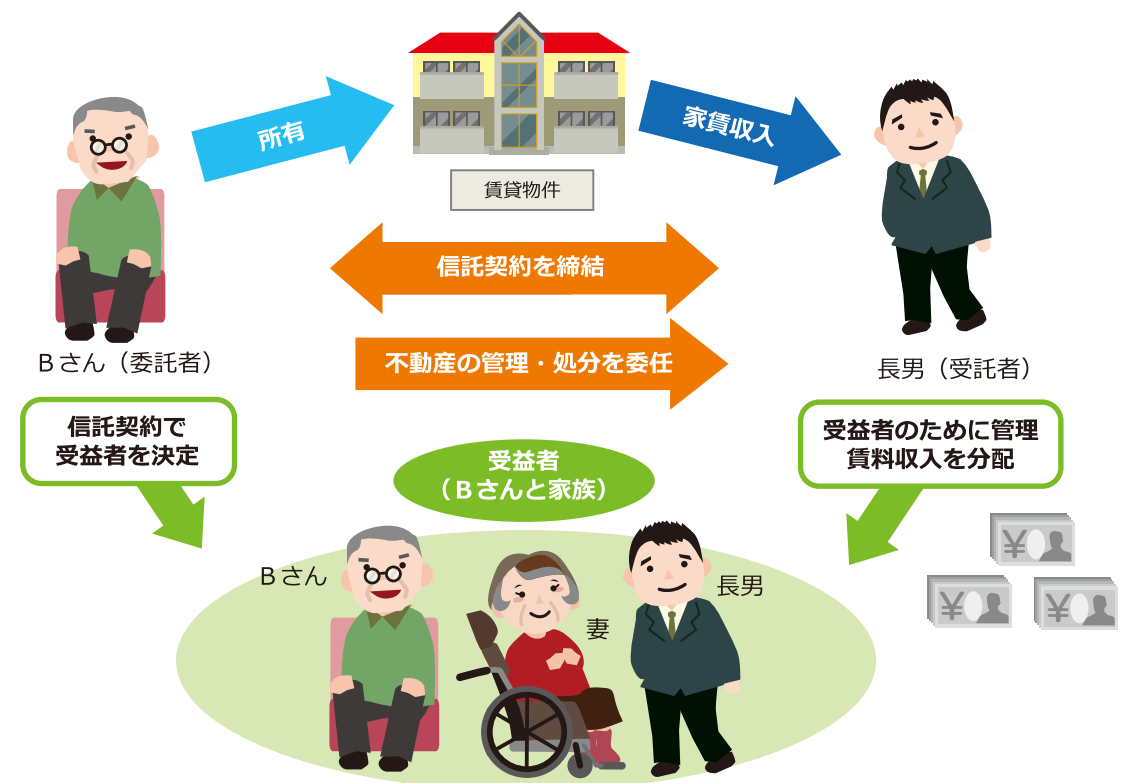
認知症になっても「後見人がいるから大丈夫」「息子がいるから大丈夫」とはいきません。原則として、ご家族や後見人でも所有者の同意なしに財産を処分することはできません。



## 「家族信託」という方法があります

家族信託とは、遺産を持つ方が、自分の老後や介護等に必要な資金の管理・給付を行う際、保有する不動産や預貯金などを信頼できる家族に託し、管理・処分を任せる家族のための財産管理のことです。

### 賃貸マンションを対象とした家族信託の例



### ●認知症対策以外にも、こんな方に有効です●

- 高齢の親がいて、財産管理に不安を感じている
- 今後の財産管理・不動産管理を他の家族に任せていきたいと考えている
- 大きな自宅に親が一人で住んでいて、将来は施設に入居する予定でいる
- 将来不動産を売却する可能性があるが、所有者が高齢である
- 自分や親が認知症になったら困る
- 障がいを持つ子がいる、将来の財産管理が心配